

# 第 19 回全員協議会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 7 年 3 月 14 日（金曜）			午後 3 時 05 分 開会
	休 憩 15:21-25 15:29-36 16:05-11			
	午後 4 時 13 分 閉会			
会議場所	役場 3 階 本会議場			
出席議員 氏 名	議 長 梶澤 幸治	議 員 早苗 豊	議 員 木村 淳彦	
	副議長 鈴木 健充	議 員 立川 美穂	議 員 伊藤 稔	
	議 員 西尾 一則	議 員 渡辺洋一郎	議 員 菊池 秀明	
	議 員 常通 直人	議 員 堀切 忠		
	議 員 正村紀美子	議 員 中田智恵子		
	議 員 中村 和宏	議 員 小笠原 等		
欠席議員 氏 名	議 員 橋本 和仁			
説明等に 出席した 者の氏名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 上田瑞紀	

『会議に付した事件と会議結果など』

## 1 開 会

議長が開会を告げ、橋本和仁議員の欠席を報告し、事務局が日程を説明し協議する。

## 2 議 件

### (1) 協議事項

- ア 令和 6 年度議会費補正予算案について 資料 1
- イ 白樺高校（1 学年）との包括連携協定事業の総括案について 資料 2
- ウ 令和 7 年度議会モニターの委嘱について 当日資料 3
- エ 政務活動費の導入について 資料 4

## 3 その他

## 2 議 件

### (1) 協議事項

- ア 令和 6 年度議会費補正予算案について 資料 1
  - ・総務係長：資料説明
  - ・議長：意見・質疑はないか？
  - ・（意見・質疑なし）
  - ・議長：全議員の共通認識として、3 月定例会議最終日に提案することに決定する。  
異議ないか？
  - ・（異議なし）
  - ・議長：決定する。

イ 白樺高校（1学年）との包括連携協定事業の総括案について

資料2

- ・ 渡辺議員：資料説明
- ・ 議長：意見・質疑はないか？
- ・ （意見・質疑なし）
- ・ 議長：全議員の共通認識とする。異議ないか？
- ・ （異議なし）
- ・ 議長：決定する。

ウ 令和7年度議会モニターの委嘱について

当日資料3

- ・ 渡辺議員：資料説明（応募状況・任期・今後の取組み等）
- ・ 議長：意見・質疑はないか？
- ・ （意見・質疑なし）
- ・ 議長：決定する。

エ 政務活動費の導入について

資料4

- ・ 渡辺議員：今件については、第15回全員協議会（R6.12.20）において、2月中に条例の概要となる議運案（使途費目・使途基準・交付方法・交付金額・情報公開手法・使途審査機能・内規等）を整理することで、全議員が共通認識を図ったものであるが、当初のスケジュールと比較して取組みが若干遅れていることを最初に共有したい。本日は、議運としてひとつには絞り込めていないが、2案に整理した事項を協議したい。資料を説明する（「資料4-1」「資料4-2」）。
- ・ 議長：意見・質疑はないか？
- ・ 常通議員：使途費目が2案に分かれた理由は？
- ・ 渡辺議員：事務所費と人件費は、本町議会にはなじまない。資料購入費と事務費は住民の誤解を受けることのないように除くもの。
- ・ 常通議員：交付金額は決まったものなのか？
- ・ 渡辺議員：議運としての案である。
- ・ 早苗議員：交付方法、交付金額、情報公開方法、使途審査機能について、今回提案の根拠は？もう少し議運における議論の経緯の説明がないと判断できない。
- ・ 伊藤議員：項目の2～6はわかりやすい。使途費目は、資料購入費があった方が良い。
- ・ 菊池議員：使途費目はMAX案があっても良い。
- ・ 常通議員：使途費目は案2の方が良い。
- ・ 堀切議員：使途費目は案2の方が良い。
- ・ 西尾議員：会派を持って支給するのか、ただ漠然と支給するのか、議論を深めていただきたい。
- ・ 事務局長：政務活動費交付一覧では、支給対象は会派や議員が対象となっており、議員数名で交付を受けている事例もあり、支給の仕方はさまざまである。
- ・ 常通議員：交付金額の消費税の取扱いは？

- ・渡辺議員：交付された金額から消費税を支払う。
- ・議 長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・議 長：本日の協議結果を改めて議運内で整理・共有し、次回開催予定の全員協議会（3月24日開催予定）において全議員で協議する。

### 3 その他

- ・議 長：「その他」で「庁舎利用（3階一般開放）ルールの見直し案について」を協議したい。議運内で協議した「案」について、渡辺議員から説明を求める。
- ・渡辺議員：資料説明（「趣旨」・「現行ルール」・「議会として捉える課題」・「基本的な考え方」・「見直し案及び庁舎管理に対する要望」）。なお、この資料においては、「一般利用」と「傍聴者」との取扱いの区分・違いについては記載していないが、その取扱いについて、皆さんの御意見を伺ってから「案」を確定させたい。
- ・議 長：意見・質疑はないか？
- ・常通議員：基本的にはこの形で良いが、一般開放のルールの表示・掲示は、三角柱のようなものをテーブルに置いておく方法も良い。
- ・早苗議員：明確に議会図書室と議員控えコーナーが分かれていないので、衝立のようなものを置いた方が良い。
- ・西尾議員：制約することで利用減になるのは良いとは思えないので、本当に困ったときに考えればよい。
- ・常通議員：周知さえすれば、余程のことがない限り注意等する必要はない。
- ・正村議員：規制をかけるのではなく、本来あったルールを提示すれば良いだけのことであり、そういう方向で合意できれば良い。
- ・議 長：他にないか？
- ・(なし)
- ・議 長：今回協議させていただいた内容で確定させたい。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・議 長：決定する。他に各議員から「その他」でないか？
- ・(なし)
- ・議 長：事務局からないか？
- ・事務局：・(なし)
- ・議 長：以上で会議を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----

記載のとおり報告する。

令和7年3月14日

芽室町議会議長 梶澤幸治